

『臨時休校中及び学年末・学年始休業中の生活について』

～生徒ならびに保護者のみなさまへ～

新型コロナウイルスの影響で学校も、3月2日～4月7日まで臨時休校及び学年末・学年始休業となります。今回の臨時休校の決定が新型コロナウイルスへの感染拡大を防止することが趣旨であることを十分に理解し、不要不急の外出を避け、外出する際にはマスクを着用するなど、感染防止に努めてください。また、この期間は、新年次への進級を控え、皆さんにとって自己の成長を自覚する大切な時期でもあります。

つきましては、この臨時休校中及び学年末・学年始休業が健全で充実したものになるよう、利府高生として守ってもらいたいことや連絡等について以下にまとめたので、各自しっかりと読んでください。また、保護者の皆様も是非ご一読いただき、ご家庭での指導等にお役立てください。

【生活の充実】

1. この1年間を具体的に振り返り、学業・部活動・普段の生活や自己の言動など、多角的に自己を見つめ、新年度に向けて新たな計画を立てましょう。
2. 規律ある生活を送り、心身の健康保持に努めましょう。
学年末・学年始の解放感から生活のリズムや態度を乱しがちです。常に、高校生としての身分と本分を自覚し、社会や学校のルールを遵守して責任ある行動を心がけてください。
3. 計画的に学習に励み、家族との時間を大切にしましょう。
4. 体調に留意しましょう。
インフルエンザや新型コロナウイルス感染症が流行しています。手洗い・うがい等を徹底し、予防に努めてください。自分自身や家族が新型コロナウイルスへ感染した場合には速やかに、クラス担任または学校に連絡してください。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えてください。また、規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントにできるだけ行かないようにしてください。

【校外での生活】

1. 社会や学校のルールとマナーの遵守
常に、社会や家族、学校の一員であるという自覚をもち、責任ある行動を心がけてください。また、さまざまな場面で他の人への配慮を忘れず、節度ある言動を心がけてください。
2. 生徒手帳の携行
外出の際は生徒手帳（旧年次のもの）を携行しましょう。皆さんにとって生徒手帳は、一番身近な身分証明書です。また、事故やトラブルに巻き込まれた際、即座に自己の身分を証明してくれる手段ともなります。
3. 深夜徘徊・無断外泊の厳禁
外出の際には「行き先」「同行者」「帰宅予定時間」を必ず保護者に知らせてください。保護者同伴以外の夜間外出の際は、やむを得ない場合でも午後8時30分までには帰宅してください。
4. 飲酒や喫煙、薬物乱用の厳禁
酒類提供を目的とする飲食店やパチンコ店、未成年の立入禁止の場所への出入り厳禁
これらはすべて、法律や宮城県の『青少年健全育成条例』等で禁止されている行為です。特に、休業中は未成年によるこれらの事案が発生しやすい時期です。周囲の誘惑や安易な気持ちでこれらの行為に及ばないように、十分に留意してください。
5. 携帯電話、スマホ、パソコンによるSNS等の不適切な利用は厳禁
LINE・フェイスブック・ツイッター・インスタグラム等に、個人情報や個人が特定できるような写真・動画・名称などは絶対に掲載しないこと。個人や団体を誹謗中傷するような内容の書き込みは絶対にしない

こと。また、他人の ID やパスワードを使ってアクセスする行為も厳禁です。これらの安易な行為が犯罪となるケースや何かに悪用されるケースが多発しています。情報機器を適切に利用し、犯罪の加害者・被害者にならないよう慎重に行動しましょう。

【交通事故・不審者被害・盗難被害の未然防止】

1. 交通ルールとマナーの遵守

自己と他者の生命の安全が最優先です。今年度は、交通事故が多発しました。日頃から交通ルールを守り、安全に十分に注意してください。また、「携帯電話やスマホを操作しながらの移動」や「イヤホン等をしながらの移動」、「並走」は絶対にしないこと。公共マナーを遵守し、適切な判断による言動を心がけてください。

2. 交通事故への対応

被害の大小に関わらず、必ず保護者への連絡と 110 番通報をしてください。学校への連絡もお願いします。

3. バイクの運転免許取得は禁止

「取らない・乗らない・乗せられない」を遵守してください。無断での取得は厳禁です。

4. 不審者に遭遇した場合は「大声で叫ぶ」「安全な場所への避難」「すぐに 110 番通報」

最近、利府町内で悪質な不審者被害が多発しています。「なるべく 1 人では移動しない」「明るい所を移動する」「イヤホン等を装着しての移動はしない」等を徹底し、被害の未然防止に努めてください。また、不審者に遭遇した場合は、些細なことであっても、まずは警察への通報と保護者・学校への連絡をしてください。

5. 自転車盗難に注意

今年度は、自転車の窃盗被害が急増しています。駐輪する際は、必ず、『ツーロック』を徹底してください。被害に遭った場合は、警察に被害届けを提出し、学校へ連絡してください。

【必要な諸届け】

1. アルバイトは原則禁止

特別な事情がある場合はまず担任に相談してください。無断アルバイトは厳禁です。

2. 「旅行許可願」の提出

旅行の際に学割が必要であれば、事前に旅行許可願を提出して申請と手続きを行ってください。また、各個人の宿泊を含む旅行等においては保護者の承諾を得て、旅行許可願を提出してください。必要な場合は、担任・顧問等に相談し、用紙を受け取ってください。時間的な余裕を持って申請してください。

3. 「自転車点検整備済み届出」の提出

新年度、自転車での通学を希望する場合は、休業中に自転車整備点検を行い、「自転車点検整備済み届出」を提出してください。原則、始業式の日に新クラスの担任に提出してください。（始業式に提出できない人は、遅くとも 4 月中には提出してください。）新規で通学を希望する場合も同様です。

【その他】

1. やむを得ず学校へ登校する際の服装は原則、制服です。また、学校の開閉時間は以下の通りです。

平日（月～金曜日）・・・ 7：30 ～ 20：00

土・日曜日・休日・・・ 8：00 ～ 18：00

2. 新年度に、服装・頭髪等の容儀指導を行います。頭髪のみならず、制服の改造やスカート丈、化粧やカラーコンタクト、装飾品の着用なども絶対にないようにしてください。

3. 新型コロナウイルスに感染した場合や事故やトラブル、その他緊急を要する事や変化が生じた場合等は、学校へ連絡してください。

《連絡先》 利府高等学校 022（356）3111

【今後の行事予定】

4月 8日（水） 令和2年度 始業式・着任式